

明日の笑顔のために

にいかわ介護



Vol.10
2006.10

発行：新川地域介護保険組合
〒938-0036
富山県黒部市北新199
E-mail : info@niikawakaigo.jp
TEL (0765) 57-3303
FAX (0765) 57-3305

ケアマネジャーが総会を開催

6月16日、入善町のサンウェルにおいて、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会の総会が開催されました。



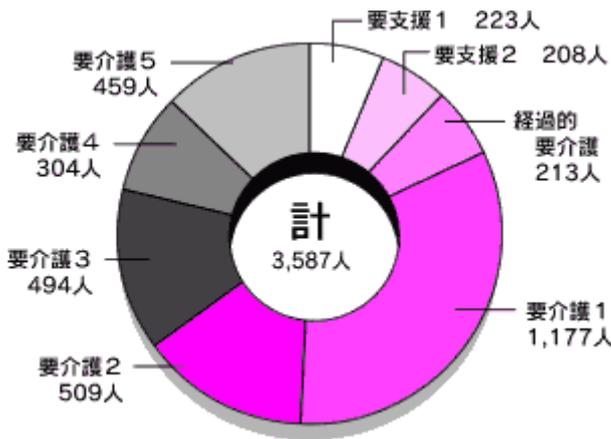
参加したケアマネジャーの皆さんは、射水市小杉・下地区地域包括支援センター所長の松浦佳紀先生、富山医療福祉専門学校の相山馨先生の講演会を熱心に受講されました。



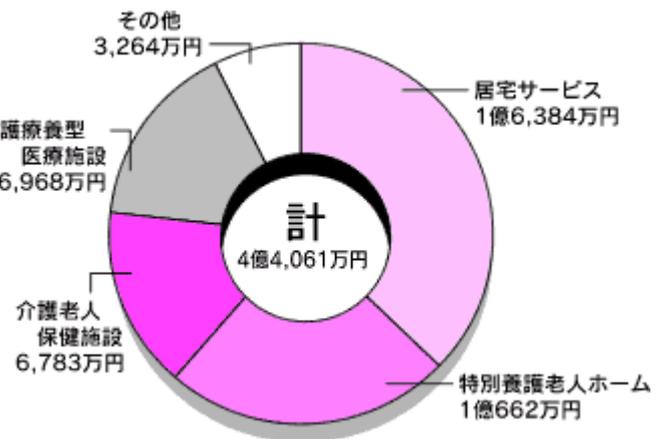
介護保険事業の状況

認定者数

保険給付の状況

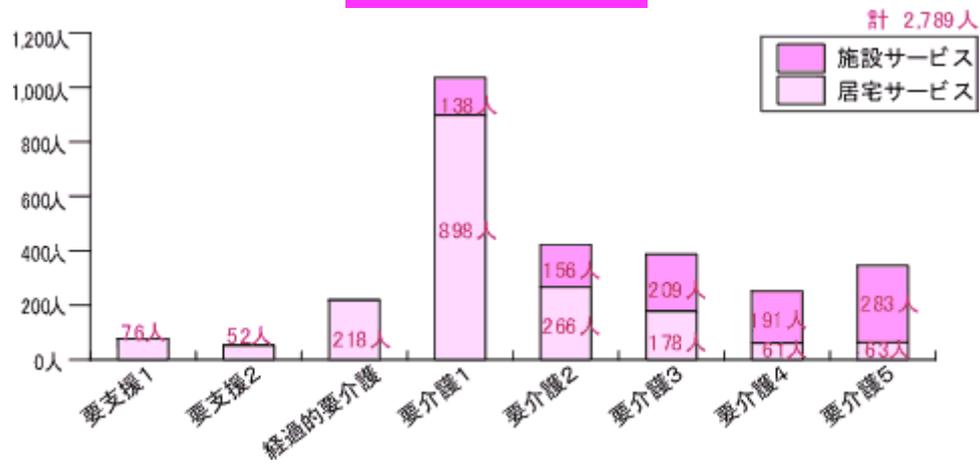


平成18年8月末現在



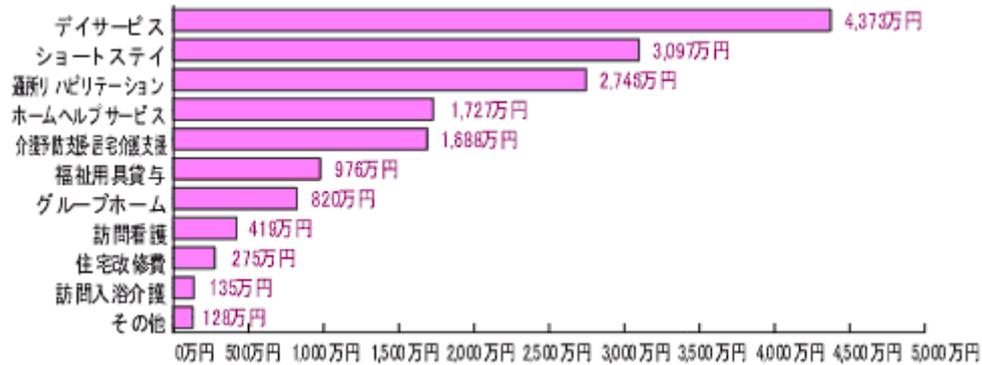
平成18年6月利用分

サービス利用者数

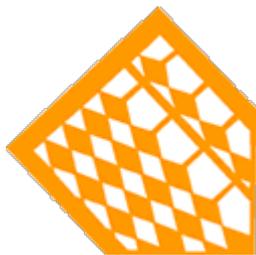


平成18年6月利用分

居宅サービス別保険給付費



平成18年6月利用分

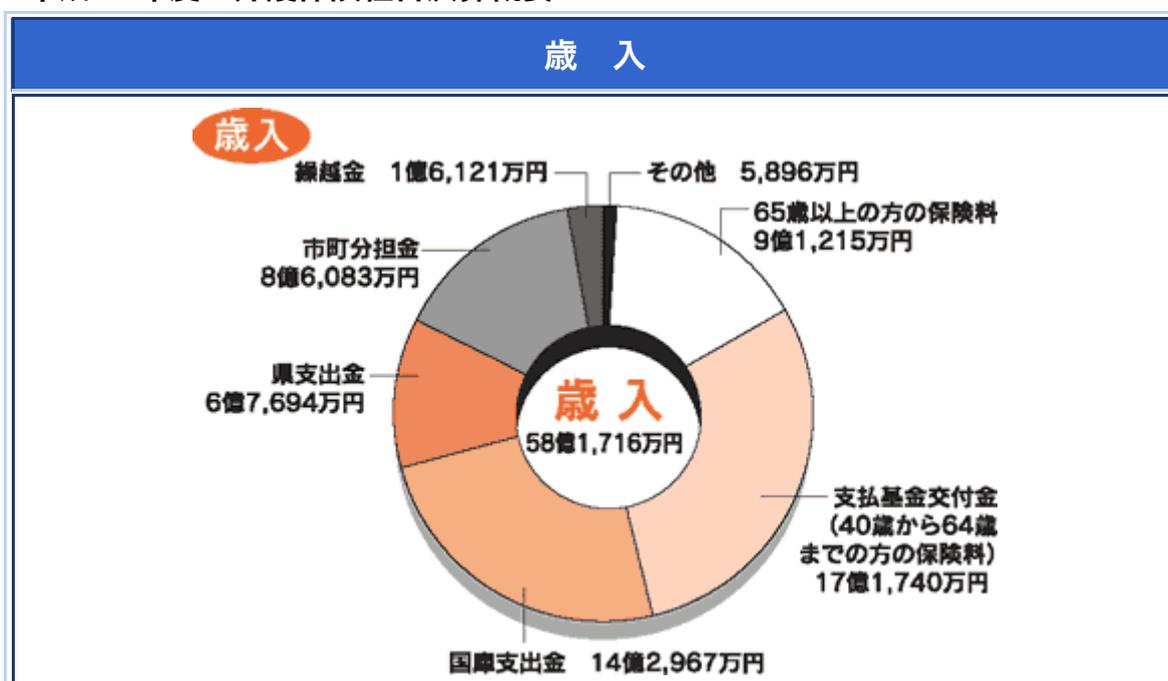


平成17年度決算について 保険給付費は年間53億円



平成17年度の組合決算についてその概要をお知らせいたします。
歳入総額は、58億1,716万円。それに対し、歳出総額は56億1,240万円で歳入歳出差引2億476万円の黒字決算となりました。

平成17年度 介護保険組合決算概要

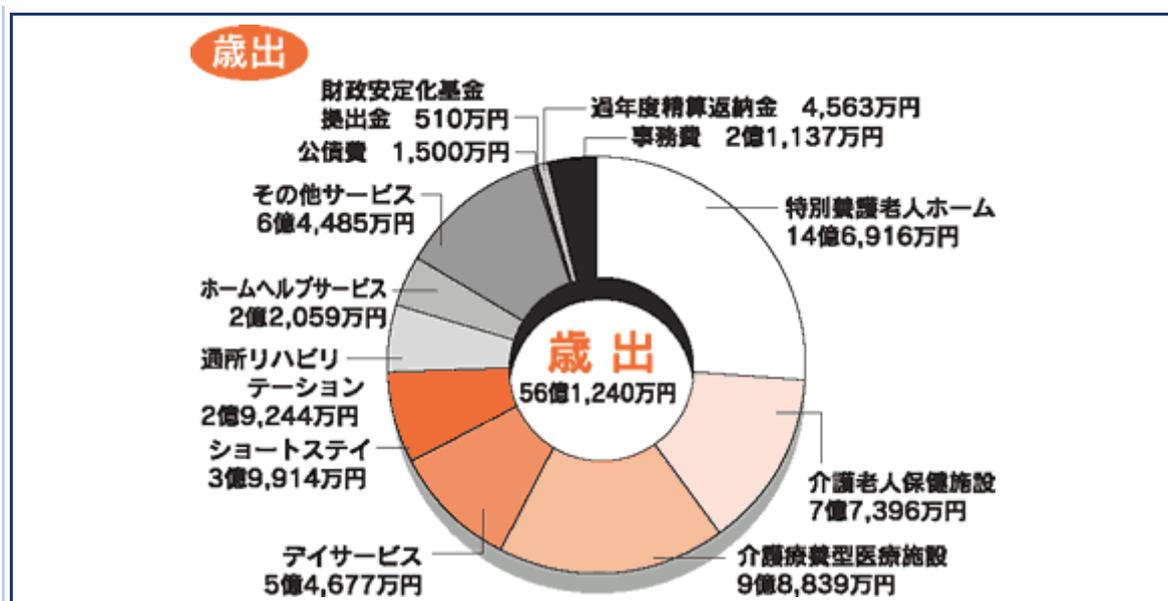


保険給付費に係る負担割合は、保険料が18%、支払基金交付金が32%、国が25%、県と構成市町がそれぞれ12.5%となっています。

市町分担金は、保険給付費と事務費に係る分担金です。

その他の収入は、電算システムの更新に伴う財政調整基金の取り崩し等です。

歳 出



保険給付費の決算額は、53億3,530万円となり、歳出決算額の95.1%を占め、対前年度比2.2%の増加となりました。

この内訳は、居宅サービス給付費が、19億7,801万円（対前年度比4.2%増）、施設サービス給付費が、32億3,151万円（同2%減）、高額介護サービス費が、2,414万円（同36%増）、審査支払手数料は、680万円（同7.3%増）となりました。

なお、施設等での食費、居住費が利用者負担となったことから、低所得者の負担を軽減するために創設された特定入所者介護サービス費は、9,484万円となりました。

また、介護サービスの月平均の利用者数は、居宅サービスが、1,823人（前年度と比べ110人、6.4%増）、施設サービスが、945人（同46人、5.1%増）となり、一方、一人あたりの平均給付額は、居宅サービスが、109万円（同△2万円、2.1%減）、施設サービスが、342万円（同△25万円、6.7%減）となりました。

事務費については、制度改正等に係る電算システムの更新により30.3%の増加となりました。

その他の支出は、財政安定化基金への拠出金、公債費、過年度保険給付費等の返納金です。

低所得者の在宅サービスの利用者負担を軽減します

〈広域化費用効果活用事業〉

13年度から独自の低所得者対策として在宅サービスの利用者負担（通常1割負担）を2分の1に軽減しています。

この事業は、介護保険の広域実施による費用効果で造成した基金を活用するものです。

新川地域介護保険組合の動き

(平成17年9月から平成18年9月まで)

平成17年

- 9. 1 (木) 組合広報誌（にいかわ介護第8号）発行
- 2 (金) 例月出納検査
- 19 (月) 介護老人保健施設つるさんかめさん竣工式
- 10. 4 (火) 市町村等介護保険老人保健事業担当課長会議
- 21 (金) 例月出納検査
- 26 (水) 介護認定審査会委員研修会
- 27 (木) 全国介護保険広域化推進会議総会
- 11. 4 (金) 構成市町担当課長会議
- 8 (火) 市町村等介護保険担当課長会議
- 11 (金) 助役会
- 16 (水) 介護保険事業計画懇話会
- 21 (月) 理事会
- 28 (月) 助役会
- 30 (水) 議会検討会
- 12. 5 (月) 理事会
- 15 (木) 第2回議会検討会
- 21 (水) 例月出納検査
- 26 (月) 組合議会12月定例会
- 27 (火) 市町村等介護保険担当課長会議

平成18年

- 1. 16 (月) 助役会
- 19 (木) 主治医研修会
- 24 (火) 理事会
- 2. 2 (木) 組合議会臨時会
- 8 (水) 介護保険事業計画懇話会
- 20 (月) 組合議会2月定例会

- 23 (木) 例月出納検査
- 28 (火) 新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会研修会
- 3. 2 (木) 全国介護保険広域化推進会議研修会
- 15 (水) 地域包括支援センター運営協議会等
- 22 (水) 住宅改修研修会
- 23 (木) 助役会、議会全員協議会
- 30 (木) 介護保険福祉用具、住宅改修研修会
- 4. 20 (木) 保険者事務担当者説明会
- 27 (木) 理事会
- 5. 18 (木) 構成市町担当課長会議
- 30 (火) 組合議会臨時会
- 6. 1 (木) 障害程度区分認定事務担当者会議
- 16 (金) 新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会総会
- 26 (月) 例月出納検査
- 7. 1 (土) 組合広報誌（にいかわ介護第9号）発行
- 7 (金) 平成17年度決算審査
- 13 (木) 障害程度区分認定審査会委員研修会
- 14 (金) 助役会
- 15 (土) 緑寿会設立20周年記念式典
- 26 (水) 理事会
- 8. 18 (金) 組合議会8月定例会
- 25 (金) 市町村等介護保険担当課長会議
- 28 (月) 例月出納検査
- 14 (木) 第三者行為求償事務研修会
- 9. 27 (水) 介護保険事業計画懇話会

あとになって困らないためにも、介護保険料をきちんと納めましょう。

保険料は、地域に住むすべての高齢者で負担するものです。保険料を納めない人がいれば、その人の分は、結果として、同じ地域に住む他の高齢者の方々がみんなで負担することになってしまいます。

こうしたことのないよう、保険料を納めない人には、以下のような措置が講じられることになっています。



1年以上滞納している場合

介護サービスを利用したときは、費用の1割ではなく全額をいったん自己負担し、申請により払い戻し（9割）を受けることになります。

1年6カ月以上滞納している場合

保険料を完納するまでの間、9割の払い戻しも全部または一部が差し止められます。それでもなお滞納すると、滞納している保険料の額と、差し止めた給付の額とを相殺する場合があります。

2年以上滞納している場合

滞納している期間の長さに応じて、一定期間、保険給付の割合が9割から7割に引き下げられます。高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

このようなときは、納付書や口座振替による納付になります

本来、年金からの天引き（特別徴収）で介護保険料を納めていただく方でも、一時的に納付書や口座振替による納付（普通徴収）になる場合があります。納め忘れにご注意下さい。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった方（4月1日時点で受給していなかった方）
- 年度の途中で新川地域1市2町以外の市町村から転入してきた方
- 年金が一時差止めになった方※

特別徴収の対象者として把握される月（年齢到達、転入の月など）のおおむね6カ月後から天引きになります。それまでは、納付書や口座振替で納めます。

○年度の途中で所得段階が変更になった方



保険料が増額になった場合は、年金からの天引きの他に増額分を納付書や口座振替で納めます。

※年金が一時差止めになる場合、社会保険庁への「現況届」の出し忘れが原因であることが多いので、忘れずに提出して下さい。



2006.10 にかわ介護Vol.10 p4

[<<戻る](#) [次へ>>](#)